

著作権法の一部改正について

文化庁著作権課著作権調査官 俵 幸嗣

I はじめに

第156回国会において、「著作権法の一部を改正する法律」が、平成15年6月12日に全会一致で可決・成立し、6月18日に法律第85号として公布された（施行は、平成16年1月1日）。

改正の内容は大きく分けて、(1)「映画の著作物」の保護期間の延長、(2)教育に係る権利制限の拡大、(3)著作権侵害に対する司法救済の充実、の3点である。

●背景

平成14年2月に、政府の「知的財産戦略会議」が設置されたが、同年7月には、この会議によって「知的財産戦略大綱」が策定された。また、この大綱の提言を受けて、同年11月には「知的財産基本法」が成立し、さらに本年3月には、この基本法の規定に基づいて、政府に「知的財産戦略本部」が設置されており、知的財産をより重視していくという気運が、ますます高まりつつある。今回の改正は、このような政府全体の動きの中で、著作権の分野について、政府全体の知的財産戦略を具体化するために行ったものである。

II 著作権法の一部を改正する法律の概要

1. 「映画の著作物」の保護期間の延長

第一は、「映画の著作物」の保護期間を、改正前の「公表後50年まで」から「公表後70年まで」に延長する改正である。なお、すでに著作権が消滅している映画の著作物については、保護は復活しないこととしている。

●条約及び各国等の法令に規定する「保護期間の原則」と「映画の著作物」の保護期間

	原則	映画の著作物
WTOルール	著作者の死後 50年	公表後50年以上
日 本	著作者の死後 50年	公表後50年 →公表後70年
アメリカ	著作者の死後 70年	著作者の死後70年 (職務著作は発行後95年)
E U 各 国	著作者の死後 70年	著作者の死後70年

具体的には、今回の改正により、2003年12月31日で保護期間が満了することとされていた溝口健二監督の「雨月物語」や小津安二郎監督の「東京物語」などの保護期間が延長されることとなる。

●保護期間が切れつつある日本映画

題 名	監督	保護期間満了
雨月物語	溝口健二	2003年
東京物語	小津安二郎	2003年
祇園囃子	溝口健二	2003年
花の生涯	大曾根辰夫	2003年
三 椒 大 夫	溝口健二	2004年
噂 の 女	溝口健二	2004年
忠臣蔵・花の巻、雪の巻	大曾根辰夫	2004年
近松物語	溝口健二	2004年
楊 貴 妃	溝口健二	2005年
新・平家物語	溝口健二	2005年
早 春	小津安二郎	2006年
赤 戦 地 帯	溝口健二	2006年
鶴八鶴次郎	大曾根辰夫	2006年

2. 教育に係る権利制限の拡大

第二は、教育を目的とした著作物等の利用について、権利制限の拡大を行う改正である。

①教育機関における児童生徒等によるコピー

改正前の著作権法では、学校・公民館等の教育機関において、授業での使用を目的として例外的に無許諾で教材等のコピーができる者は、非営利目的の教育機関で「教育を担当する者」（教員等）に限定されている。

しかしながら、近年、学校教育においては、「児童生徒」等が自らパソコンやインターネットなどを活用して主体的に学習を行い、情報を適切に収集・判断・創造・発信していくことが推進さ

れており、児童生徒等自身がコピーを行うことが必要とされるようになってきている。また、社会教育を含む生涯学習全般についても、学習者の自発性・主体性や、情報活用能力の育成が強調されており、「学習者」が自らコピーを行うことが必要となってきている。

このため、「教育を担当する者」だけでなく、児童生徒等の「授業を受ける者（学習者）」も、「教育を担当する者」に認められている範囲のコピーを例外的に無許諾で行えるものとしたものである。

今回の改正により、権利者の許諾を得ずに「コピー」できることとなる場合の「条件」は以下の通りである。

条件

- 教育機関であること
- 営利を目的とする教育機関でないこと
- 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること
(指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能)
- 授業の中でコピーする本人が使用すること
- 必要な限度内の部数であること
- 既に公表されている著作物であること
- その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
(ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを複製する場合等は対象外)

②授業の同時中継に伴う教材等の公衆送信

改正前の著作権法では、授業での教材としての使用を目的として例外的に無許諾で著作物を利用できる場合の利用形態は、「コピー」と「配布」に限定されている。

しかしながら、様々な情報通信技術を活用した教育活動が種々の教育機関によって展開されつつあり、例えば、大学・学校等の「遠隔授業」や「合同授業」等での授業の中継等において、離れた場所の学習者等（公衆）に対して、主会場でコピー・配布・掲示等された教材などを、衛星通

信・インターネット等により送信することが必要となってきている。

このため、営利を目的としない教育機関で、「主会場」での授業が「副会場」（公衆）向けに同時中継（公衆送信）されている場合に、主会場で用いられている教材を、例外的に権利者の許諾を得ずに、副会場向けにインターネット等により送信できることとしたものである。

今回の改正により、権利者の許諾を得ずにインターネット等により「送信」できることとなる場合の「条件」は、以下の通りである。

条件

- 教育機関であること
- 営利を目的とする教育機関でないこと

- 「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
(「放送大学」など、主会場がなく遠隔地への送信のみによって行われる授業は対象外)
- その教育機関で「授業を受ける者」のみへの送信であること
(「放送大学」など、登録された学生でなくても「誰でも視聴できる」ような場合は対象外)
- 生で中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること
(「放送大学」など、「いったん録画された授業」を後日送信している場合は対象外)
- 主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- 既に公表されている著作物であること
- その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
(ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを送信すること、授業終了後も(その授業を受けていた学習者に)利用できるような形で著作物をホームページ等に掲載するようなこと等は対象外)

③ 試験問題としての公衆送信

改正前の著作権法では、入学試験等の試験や検定の問題として利用することが必要な場合について、既存の著作物を例外的に無許諾で「コピー」「配布」できることとされている。

しかしながら、遠隔教育等の場合において、インターネット等を使用して試験を行うことが可能となっており、このような場合には、既存の著作物をインターネット等により「送信」することが必要となってきた。インターネット等を使用したこのような試験においても、印刷物による試

験と同様に、試験の公正を確保するためには、問題として利用する著作物の権利者に事前に連絡して許諾を得ることが、不適切である場合が多い。

このため、試験問題としてインターネット等により送信する場合についても、既存の著作物を例外的に無許諾で利用できることとしたものである。

今回の改正により、権利者の許諾を得ずに「送信」できることとなる場合の「条件」は、以下の通りである。

条件

- 既に公表されている著作物であること
- 試験・検定の目的上必要な限度内であること
- 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
(ヒアリング試験用のテープなど、各試験会場でそれぞれ購入することを想定して販売されているものを送信すること、誰でも回答者として参加できるような形で送信すること等は対象外)

④ 「拡大教科書」作成のための複製

改正前の著作権法では、教科書を作成する場合には、補償金を支払えば、例外的に著作権者の許諾を得ずに、既存の著作物を掲載できることとされている。

現在、盲学校や小・中学校の特殊学級等においては、弱視の児童生徒によって、既存の教科書の文字等を拡大した、いわゆる「拡大教科書」が利用されているが、この「拡大教科書」を作成する場合には、著作権者の許諾を得ることが必要である。

しかしながら、「拡大教科書」の大部分は、ボランティア等が一冊一冊手作りで作成しており、小規模なボランティアグループ等が「拡大教科書」を作成するために短期間で(教科書が発行されてから授業が開始されるまでの間に)全ての著作権者の許諾を得ることは、極めて困難である。

このため、既存の教科書の「全部」であっても「一部」であっても、その文字等を拡大した「拡大教科書」の作成について、例外的に著作権者の許諾を得ずに行えるようにしたものである。

なお、教科書の「全部」又は「相当部分」を拡

大コピーする場合は、営利・非営利を問わず、教科書の発行者への通知を義務づけている。これは、例えば、はがきや電話で拡大コピーをして教科書等を作成することを伝えればよいものである。また、これらのうち、「営利目的」で頒布する場合については、文化庁長官が定める補償金を著作権者に支払うこととされている。この場合の「営利目的」の意味については、「営利」とは一般に、

「収益」をあげた上でこれを構成員等に分配することを意味しており、例えば、ボランティアが「実費」の範囲内で費用を徴収するようなことは、「営利目的」には該当せず、この場合は「補償金」を著作権者に支払う必要はない。

今回の改正により、権利者の許諾を得ずに拡大して「コピー」できることとなる場合の「条件」は、以下のとおりである。

条件

- 教科書に掲載された著作物であること
- 弱視の児童生徒用であること
- 教科書の「全部」又は「相当部分」を複製する場合は、教科書発行者に通知すること。そのうち、「営利目的」の作成の場合は、文化庁長官が定める補償金を著作権者に支払うこと。

3. 著作権侵害に対する司法救済の充実

第三は、著作権を侵害された権利者が訴訟を起す場合について、権利者による「侵害行為」及び「損害額」の立証負担を軽減するための特則を設ける改正である。

今回の改正により、これまで特許法等において措置された権利者の立証負担の軽減にかかるすべての規定について、著作権法においても規定の整備が図られたこととなる。

①「侵害行為」の立証負担の軽減（積極否認の特則の導入）

例えば、コンピュータプログラムに関する著作権侵害など、侵害物の入手やそのプログラムの解析が困難な場合には、侵害物の特定に長い時間を要し、訴訟を遅延させるという問題が生じる。

このため、権利者の立証負担を軽減し、審理を促進する観点から、侵害行為の特定において、相手方が権利者の主張を否認する場合には、相手方は自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならないこととしたものである。

②「損害額」の立証負担の軽減（新たな損害額の算定制度の導入）

今回の改正は、権利者の「損害額」の立証負担のより一層の軽減を図るため、著作権の独占的な性質に鑑み、「侵害品の販売がなければ、同じ数量の正規品が売れたはずだ」という前提に立ち、

権利者が自ら著作物等を販売する能力を有している場合には、「侵害者の販売数量」×「正規品の単位数量当たりの利益額」を損害額とできることとしたものである。なお、「権利者が販売数量を販売できない事情」があることを侵害者が立証した場合には、当該事情に相当する数量に応じた額を減額できることとしている。

なお、特許法等においては、有体物の販売数量に基づき算定することとしているが、著作物の利用は、有体物の無断販売のほか、インターネットを用いた無断送信が代表的事例であるため、「違法ネット配信された海賊版のダウンロード数量」に基づき損害額を算定できることとしている。

Ⅲ おわりに

今回の改正事項のうち、教育に係る権利制限の拡大に係るすべての項目は、関係者の方々の努力によって協議が進められ、合意形成が達成されたために、著作権分科会での議論を経て改正が行われたものであり、昨年度の改正に引き続き、民主導のルールづくりの努力によって実現されたものである。

現在も、関係者間協議が行われている事項が多数あるが、今後とも建設的な協議が進められ、できるだけ早く、関係者間の合意形成が達成されることを期待したい。

関係者間で合意形成が進められつつある事項等

事項	主体	協議を行うべき相手方	進捗状況							
			関係者間の協議			審議会での検討		国会での法改正		
			準備中	協議中	合意	審議中	方向性決定	法改正決定	法案作成	法改正
(○：実施済み、●：進行中)										
関係者間の合意が形成された課題										
放送事業者・有線放送事業者への「送信可能化権」の付与	(社)日本民間放送連盟、日本放送協会	(社)日本経済団体連合会等	○	○	○	○	○	○	○	○
「視聴覚的実演」に係る「人格権」の創設	(社)日本芸能実演家団体協議会	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会等	○	○	○	○	○	○	○	○
「映画」の保護期間の延長(50年→70年)	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会	(社)日本経済団体連合会、(社)日本民間放送連盟、NHK等	○	○	○	○	○	○	○	○
児童生徒等による複製	教育関係団体等	著作者団体等	○	○	○	○	○	○	○	○
「遠隔授業」における教材等の送信	教育関係団体等	著作者団体等	○	○	○	○	○	○	○	○
「インターネット試験」等での試験問題の送信	教育関係団体等	著作者団体等	○	○	○	○	○	○	○	○
「拡大教科書」の作成	文部科学省 初等中等教育局	著作者団体等	○	○	○	○	○	○	○	○
無料上映会の制限	著作者団体等	図書館関係団体等	○	○	○	○	○	○	●	
図書館資料保存のための方式変換	図書館関係団体等	著作者団体等	○	○	○	○	○	○	●	
図書館資料貸出に係る補償金(方向性)	著作者団体等	図書館関係団体等	○	○	○	○	○	○		
「著作権分科会」の提言に基づき関係者が協議中の課題										
「レコード放送権」の許諾権化(「録音前提の放送」への対応)	(社)日本レコード協会	(社)日本民間放送連盟、NHK	○	●						
構内LAN等での教材共同利用等	教育関係団体等	著作者団体等	○	●						
図書館利用者へのFAX送信、図書館資料複製に係る補償金等	図書館関係団体等	著作者団体等	○	●						
図書館資料貸出に係る補償金(具体的な制度の在り方)	著作者団体等	図書館関係団体等	○	●						
私的録音補償金制度の見直し	製造業者等団体・権利者団体		○	●						
「映像分野の著作権等に関する諸問題に関する懇談会(映像懇)」での合意に基づき行われている検討										
「映画監督の権利」に関する法制・契約システムの整備	(協)日本映画監督協会等	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会等	○	●						
「俳優等の視聴覚的実演に係る財産権」の拡大の前提となる契約システムの構築	(社)日本芸能実演家団体協議会	(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会等	○	●						
その他										
「輸入権」の創設(海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応)	(社)日本レコード協会	(社)日本経済団体連合会、著作者団体	○	●						
「版権」の創設(「出版社の権利」の創設)	(社)日本書籍出版協会	(社)日本経済団体連合会	○	●						
「消尽しない譲渡権」の創設等(「中古品の流通」をコントロールする権利の創設)	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会、(社)日本書籍出版協会、(社)日本映画製作者連盟、(社)日本映像ソフト協会	(社)日本経済団体連合会	○	●						
保護期間が満了した「写真」の保護の復活	写真家団体等	(社)日本書籍出版協会、(社)日本民間放送連盟、NHK、(社)日本新聞協会等	○	●						
「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止	(社)日本雑誌協会、(社)日本書籍出版協会	全国貸本組合連合会、レンタルコミック大手等	○	●						
「マンガ喫茶等での図書の閲覧」に係る「展示権」の拡大	(社)日本雑誌協会、(社)日本書籍出版協会	複合カフェ協会等	○	●						
「公衆の用に供するコピー機」に係る暫定措置の廃止(コピー機等について使用料を徴収する契約システムの開発)	(社)日本書籍出版協会	関係団体・業界	○	●						
「図書館での図書の閲覧」に係る「展示権」(報酬請求権)の拡大	(社)日本漫画家協会	(社)日本図書館協会	●							
「展示権」の拡大、「追及権」の創設	(社)日本美術家連盟	全国美術館会議、全国美術商連合会	●							
「タイプフェイス」の保護	NPO法人日本タイポグラフィ協会	関係団体・業界	●							
「保護期間」の延長	(社)日本音楽著作権協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)日本レコード協会、(社)音楽出版協会、(社)日本音楽著作権協会、(社)音楽著作権者連盟	NHK、(社)日本民間放送連盟、(社)日本書籍出版協会、(社)日本図書館協会、(社)日本経済団体連合会等	●							